

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB組合に雇用され、生活部燃料課などの各部署で勤務した後、平成〇年〇月〇日からC市所在のD給油所で勤務していた。

請求人は、同年〇月〇日、来店客に走り寄ろうしたところ、路面が凍結していたため転倒し、後頭部を強打した（以下「本件災害」という。）。請求人は、翌日、E病院に受診したところ、「頭部打撲、頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人によれば、病院での受診は1日のみで、就労を続け、平成〇年〇頃からマッサージ等の施術を受けていたが、後頸部から肩甲骨にかけての痛みなどが出現したため、同年〇月頃、F整形外科に受診したところ「頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、さらに、その後も症状が継続していたため、平成〇年〇月頃からGクリニックなど複数の医療機関に受診し加療を続けたという。

請求人は、頸椎椎間板ヘルニアは、業務上の事由により発症した「頭部打撲、頸椎捻挫」の残存障害であるとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は本件傷病によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、監督署長は、本件災害による「頭部打撲及び頸椎捻挫」については業務上の事由によるものと認め、療養補償給付を支給している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、本件傷病によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に発症した頸椎椎間板ヘルニアは、本件災害に起因する後遺障害である旨主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「(負傷した際)後頭部、首、背中にかけて痛みはあったが、肩、腕、手指にも痛み・しびれは感じていなかった。しかし、頭を打ったことが心配で翌日(○月○日)、H病院に受診し、頭と首のMRIを撮ったが、異常はないということであった。投薬は受けておらず、医師からは何かあったら受診するよう言われた。後頭部、首、背中の痛みは徐々に軽快し、痛みのような違和感は1か月くらいあったが、その後症状もほぼなくなったので、○日の受診を最後に受診しなかった。」と述べている。

(3) 請求人が発症した「頸椎椎間板ヘルニア」について、I医師は、平成○年○月○日付け労災保険回答書において、要旨、「頭部打撲と頸椎椎間板ヘルニアの関連性は不明である。頭部打撲からGクリニック初診まで2年以上経過して

おり、関連性を証明することは困難である。」としており、J医師も、平成〇年〇月〇日付け医師意見聴取書において、要旨、「Kで同年〇月〇日に撮影したMRIでは、C5～7に軽度の膨隆を認め、ヘルニアと思われる所見があるが、本件災害の発生状況、経過から考えても負傷との因果関係は認め難い。発症から年月も経過しており、その後の作業内容も特段頸椎に負担がかかるものではなく、加齢的な変化とみるのが妥当であると考え。本件災害によって頸椎椎間板ヘルニアが発症したとは考えられず、その後の作業も直接当該ヘルニアを発症させるものとは認め難いことから、頸椎椎間板ヘルニアと本件災害との間に相当因果関係はないと思料する。」との意見を述べている。

(4) 当審査会としては、上記の請求人の申述による症状の経過に鑑みると、I医師及びJ医師の意見は妥当であり、請求人に発症した頸椎椎間板ヘルニアは本件災害による負傷の後遺障害であるとは認められないものと判断する。

(5) なお、請求人らは、再審査請求の理由及び公開審理において、頸椎椎間板ヘルニアは過重な業務に従事したことによるものであるが、療養補償給付の請求は時効にかかるため、障害補償給付の請求を行った旨述べているが、本件再審査請求は、本件災害と請求人が発症した頸椎椎間板ヘルニアとの間に相当因果関係があるか否かを判断するものであり、時効にかかるとの理由で、新たな業務上の事由に基づく療養補償給付の請求を、従前の傷病を理由とする障害補償給付請求の際に求めることができないことは明白であり、請求人らの主張は失当である。

(6) 当審査会としては、上記のとおり、本件災害と請求人に発症した頸椎椎間板ヘルニアとの間には相当因果関係はなく、当該椎間板ヘルニアが本件災害による後遺障害とは判断できないものである。

(7) その他請求人らの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するのは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。